

老人保健施設「優」 施設サービス運営規程の概要

1. 目的

要介護者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

2. 運営方針

- ・当施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ・入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービスの提供に努めます。
- ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 設備

(定員)	50名		
(居室)	個室	4室 (1室 12.82㎡) ; 2人部屋	13室 (1室 17.98㎡)
	4人部屋	5室 (1室 32.38㎡)	
(療養室)	22室		
(診察室)	1室		
(機能訓練室)	1室	マイクロタイザー、ハイドロタイザー、等	
(談話コーナー)	2室	2階 (24.00㎡)	3階 (16.00㎡)
(食堂)	3室	231.00㎡	
(浴室)	3室	一般浴槽と特殊浴槽があります	
(レクリエーションルーム)	1室	182.81㎡	
(サービスステーション)	2室	2階 (24.46㎡)	3階 (21.04㎡)
(洗濯室、又は洗濯場)	1室	23.18㎡	

4. 職員の勤務体制

主な職員の配置・勤務体制

〔職種〕	〔配置・勤務体制〕
管理者	1名 (常勤兼務)
医師	1名 (常勤兼務) 以上
薬剤師	1名 (非常勤) 以上
支援相談員	1名 (常勤兼務) 以上
理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士	1名 (常勤兼務) 以上
管理栄養士	1名 (常勤兼務) 以上
介護支援専門員	1名 (常勤兼務) 以上
事務職員	1名以上
看護・介護職員等	(前年度の実績より利用者3名に対して1名の看護・介護職員数以上を配置)
看護職員	看護・介護職員総数の2/7程度の配置
介護職員	看護・介護職員総数の5/7程度の配置

5. サービスの内容及び利用料金

(1) サービスの内容

- (食事) ・栄養士の立てる献立により栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。
【食事時間】 朝食 7:45 昼食 12:00 夕食 18:00
- (排泄) ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切に援助を行います。
・おむつを使用する方に対しては、1日1回～適宜回数の交換を行います
- (入浴) ・年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。
・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

- (医療・看護) ・利用者の病状にあわせた医療、看護を提供します。
 - ・医師による定期診察は1週間に1回～2回行います。
 - ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
- (機能訓練) ・理学療法士により入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な回復又は低下を防止するための訓練を実施します。
- (健康管理) ・医師や看護師が健康管理を行います。
- (その他) ・寝たきり防止の為にできる限り離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活がおくれるように適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料金

別紙資料に記載しています。ご参照ください。

6. 相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

[当施設お客様相談窓口]

電話番号 088-842-7770

FAX 番号 088-842-7771

苦情相談担当者 高瀬 哲郎

対応時間 8:30～17:30

- (2) 公的機関においても、苦情の相談・申し立てができます。

別途「苦情処理に係る措置の概要」に詳細を掲示しています。

7. 施設利用に当たっての留意事項

別紙資料に記載しています。ご参照ください。

8. 運営に関する重要事項

- ・従業員の業務体制について

従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しています。

- ・事故発生時の対応について

利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる事とします。

- ・身体拘束について

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ・虐待防止措置について

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための措置を講じます。

虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに市町村へ報告します。

- ・ハラスメント対策について

ハラスメントの未然防止対策等の取組や相談窓口の設置、適切に対応する為に必要な体制を整備します。

- ・褥瘡の予防及び対策について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともにその発生を防止するための体制を整備しています。

- ・感染症及び食中毒の予防と対策について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を基準省令に則り講じます。

- ・秘密保守について

当施設従業員又は当施設従業員であった者は、業務上知り得た秘密を保守し、又従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保守します。

- ・非常災害対策について

消防法に規定する災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行います。

9. 事業所の概要

【 名称、法人種別 】	医療法人 互光会 老人保健施設 優
【 代表者氏名 】	高橋 晃
【 所在地 】	高知市長浜小日出1681-1

※ 第三者評価の実施 : 無し